

自動車教習所における死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	起因物 (小)	事故 者の 規 模	労働者 の 規 模
2017	1	15~16	当自動車教習所の練習コース内において、教習開始前のコース点検中、雪道路面に足を滑らせ転倒し、頭部と脇腹を痛打した。	54	719	2	50~99
2017	2	10~11	校舎階段において、1階事務所に戻る際、誤って転倒し、負傷した。	19	413	1	10~29
2017	2	16~17	路上で教習中に、教習車（マニュアル）の助手席に乗り、運転席である生徒1名と走行していた。時速40km程で走行していた際に、ギアチェンジの指示をして、本来なら2速から3速に入れるところ、生徒が操作を誤り、1速に入れてしまい、車がエンジンプレーキにより急激に減速し、ノッキングを起こし、頸椎を痛めた	34	231	19	30~49
2017	2	10~11	教習開始3分前のチャイム（予鈴）が鳴り、第一当事者が、職員室より外廊下へ出ようとしていたところ、外廊下より職員室へ入って来た第二当事者（教習指導員）の右肩と接触し、右肩関節を脱臼したものである。	39	921	3	30~49
2017	2	12~13	二輪コース内で原付講習の技能指導を始め、受講生の左側でブレーキに手を添えて最初の発進を指導していたところ受講生がアクセルグリップを開き過ぎて急発進し、車体が左側に転倒し、その際に右膝部、両肩関節を負傷した。	49	231	6	50~99

2017	3	9~10	所内にある整備工場の洗車場所前において、被災者が中型教習車両の荷台にある積載容器の撤去作業中に、荷台より地上へ降車する際に足を滑らせ、地上へ落下し、臀部と左肘を強打し、当該車両の直近にあったブロック塀に頭部を打ち付けた。	26	419	1	50 ~ 99
2017	3	14~15	二輪コース内で指導員が教習生の（体重150kg）を後部座席に乗せ模範走行し、その後運転を交代するため、指導員が右足でオートバイを支えたところ、右ふくらはぎを負傷した。	56	231	19	50 ~ 99
2017	5	11~12	場内コースの二輪スラロームにて二輪車の講習中、教習生が発進時にバランスを崩し、左側に傾いたのを支えた際、教習生の左肘が指導員の右肩に接触した。	46	921	5	100 ~ 299
2017	5	15~16	移動式クレーン実技教習中、吊り荷がポールに接触し倒れそうになった為、急いでポールに向かった際、右足の脹脛が肉離れを起こしてしまった。	54	921	19	50 ~ 99
2017	5	12~13	二輪教習中にバイクが倒れたので、引き起こそうとしたとき、腰に激痛がはしり、ぎっくり腰となった。	59	231	19	50 ~ 99
2017	6	9~10	高速シミュレータ室から営業車へ荷物を運び入れる作業の際、高速シミュレータ室の入口の段差に躓いて転倒し、負傷した。	38	417	2	30 ~ 49
2017	7	9~10	教習所内二輪教習コースで業務内訓練走行中、八の字地点で二輪バイクの前輪が滑り転倒し右肩を脱臼した。	39	231	2	30 ~ 49
2017	7	10~11	当社フォークリフト運転技能講習場で、講師としてフォークリフトの運転技能講習を行っている時に、受講者が検定コース（クランク）に進入しようとしてフォークリフトを左に旋回させた時、フォークリフト右側に立っていた講師に接触した。フォークリフト右後輪と検定用の柵に挟まれて、右脚すね下部を負傷した。	68	222	6	30 ~ 49

2017	7	10～ 11	高齢者講習の予約受付をする為、3階にある学務課に予約簿を取りに行き2階の事務所に戻る途中階段を踏み外し転倒した。歩けなかった為、救急車で病院に搬送され検査と診察を受けた。	21	413	1	～ 499	300
2017	7	11～ 12	1階通路において、高さ40cm、背もたれの高さ40cmの椅子に立って、高さ2mの扉上方の清掃をしていた。一旦下りようとしたとき、足を背もたれに引っ掛けて、腰から仰向けにアスファルト地面に転倒した。	67	416	1	～ 99	50
2017	9	13～ 14	当校1F駐車場の洗車場で、オートバイの清掃中にエンジンをかけたままの状態だった為、チェーンに雑巾がからまり、右手人差し指第一関節の先を切断した。	29	121	7	～ 99	50
2017	9	8～9	教習場内給油所にて、給油中に送迎職員が送迎車を出庫させる際に、アクセル・ブレーキ操作を間違え、アクセルを踏み込み前方の車両及び職員に接触、負傷させた。	29	239	18	～ 99	50
2017	9	11～ 12	女子トイレの換気扇を掃除する為に掃除機を持って椅子（高さ50cm位）に上がった際に、バランスを崩し落下し右足踵を負傷したものの。	67	371	1	～ 29	10
2017	9	21～ 22	タイムカードを打刻後、帰宅しようと外に出たところ、指定場所ではない所に教習車が駐車されていたため、その教習車を指定場所に移動後、コース内の照明は一切無い暗い状態で、コース内の縁石に足を引っ掛け、転倒したものである。	57	417	2	～ 99	50
2017	9	16～ 17	交差点付近で路上教習（教習生が運転、助手席にて指導）中、後続車に追突され負傷した。	37	231	17	～ 99	50

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_06.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html)